第六十八条第十二項を同条第十九項とし、同条第十一項中「第百五十条の三第四項」を「第百五十条の三第七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十項の次に次の七項を加える。

11　法第百五十条の三第四項の規定によるグループ国内最低課税額報告事項等の提供は、英語により行うものとする。

12　法第百五十条の三第四項第一号に規定するその他の財務省令で定める事項は、第五項第一号から第三号までに掲げる事項その他参考となるべき事項とする。

13　法第百五十条の三第四項第一号に規定する国内最低課税額に関する事項として財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第八十二条の十九第二項第一号イ(3)（国内最低課税額）（法第百四十五条の六第二項（国内最低課税額）の規定により準じて計算する場合を含む。ロ及び次号ロにおいて同じ。）又は第五項第一号イ(3)（法第百四十五条の六第三項の規定により準じて計算する場合を含む。ロ及び次号ロにおいて同じ。）に規定する国内実効税率及びその計算の基礎となる次に掲げる事項

イ　法第八十二条の十九第二項第一号（法第百四十五条の六第二項の規定により準じて計算する場合を含む。次号イにおいて同じ。）に規定する国内グループ純所得の金額（我が国に係る法第八十二条の三第二項第一号イ(1)(i)に掲げる金額が我が国に係る同号イ(1)(i)に掲げる金額から我が国に係る同号イ(1)(ii)に掲げる金額を減算した金額）又は法第八十二条の十九第五項第一号（法第百四十五条の六第三項の規定により準じて計算する場合を含む。次号イにおいて同じ。）に規定する国内グループ純所得の金額（我が国に係る法第八十二条の三第四項第一号イ(1)(i)に掲げる金額が我が国に係る同号イ(1)(ii)に掲げる金額を下回る場合には、我が国に係る同号イ(1)(i)に掲げる金額から我が国に係る同号イ(1)(ii)に掲げる金額を減算した金額）

ロ　法第八十二条の十九第二項第一号イ(3)又は第五項第一号イ(3)に規定する(i)に掲げる金額

ハ　イ及びロに掲げる金額の計算の基礎となるべき事項

二　法第八十二条の十九第二項に規定する構成会社等に係る国内最低課税額若しくは同条第五項に規定する共同支配会社等に係る国内最低課税額又は法第百四十五条の六第二項に規定する構成会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額若しくは同条第三項に規定する共同支配会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額の計算の基礎となる次に掲げる事項

イ　法第八十二条の十九第二項第一号に規定する国内グループ純所得の金額から同号イ(2)に掲げる金額を控除した残額

ロ　法第八十二条の十九第二項第一号イ(3)又は第五項第一号イ(3)に掲げる割合

ハ　イ及びロに掲げる事項の計算の基礎となるべき事項

三　その他参考となるべき事項

14　次の各号に掲げる規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　法第八十二条の十九第八項若しくは第九項（これらの規定を法第百四十五条の六第二項の規定により準じて計算する場合を含む。イにおいて同じ。）の規定　前項各号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。

イ　法第八十二条の十九第八項若しくは第九項又は同条第十五項において準用する同条第八項の規定の適用に関する事項

ロ　その他参考となるべき事項

二　法第八十二条の十九第十四項（法第百四十五条の六第二項の規定により準じて計算する場合を含む。イにおいて同じ。）又は法第八十二条の十九第十五項において準用する同条第十四項（法第百四十五条の六第三項の規定により準じて計算する場合を含む。イにおいて同じ。）の規定　前項各号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。

イ　法第八十二条の十九第十四項又は同条第十五項において準用する同条第十四項の規定の適用に関する事項

ロ　その他参考となるべき事項

15　令第二百十四条第四項に規定する財務省令で定める規定は、第三十八条の二十八第二十項、第二十一項若しくは第二十三項、第三十八条の六十四第一項（国内みなし繰延税金資産相当額がある場合における国内グループ調整後対象租税額等の計算の特例）（法第百四十五条の六第二項の規定により準じて計算する場合を含む。次項において同じ。）又は第三十八条の六十四第八項において準用する同条第一項（法第百四十五条の六第三項の規定により準じて計算する場合を含む。次項において同じ。）の規定とする。

16　令第二百十四条第五項に規定する財務省令で定める規定は、第三十八条の二十八第二十一項若しくは第二十三項、第三十八条の六十四第一項又は同条第八項において準用する同条第一項の規定とする。

17　法第百五十条の三第五項に規定する財務省令で定める事項は、同項のグループ国内最低課税額報告事項等を代表して提供する法人及び同項の規定の適用があるとしたならばグループ国内最低課税額報告事項等の提供を要しないこととされる法人に関する次に掲げる事項とする。

一　これらの法人のうち内国法人については、当該内国法人の内国法人届出事項

二　これらの法人のうち外国法人については、当該外国法人の外国法人届出事項

（法人税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「同号に規定する外国子会社合算税制等のうち、親会社等に係る複数の外国関係会社等（改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第三十八条の二十八第五項に規定する外国関係会社等をいう。以下この条において同じ。）の所得又は損失を通算して外国子会社合算税制等により当該親会社等の益金の額に算入される金額を算出することとされるもの」を「法人税法施行規則第三十八条の二十八第四項第四号に規定する特定外国子会社合算税制等」に、「同号に定める」を「法人税法施行令第百五十五条の三十五第三項第四号に定める」に改め、同項第一号中「新規則」を「改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）」に改め、同項第二号中「外国関係会社等」の下に「（法人税法施行規則第三十八条の二十八第四項第四号に規定する外国関係会社等をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第三項中「新令第百五十五条の三十五第二項第一号」を「法人税法施行令第百五十五条の三十五第三項」に、「同条第三項第四号」を「同項第四号」に、「及び法人税法施行規則第三十八条の二十八第四項に規定する被配分繰延対象租税額（同項第四号に係る部分に限る。）がない」を「がない」に改める。

附則第三条第十四項第一号ロ(1)中「新法第八十二条の二第二項第一号ロ」を「法人税法第八十二条の二第二項第一号イ(3)(i)」に改め、同条第二十二項中「新法第八十二条の二第四項第一号イ(3)(i)」を「法人税法第八十二条の三第二項第十一号」に改める。